

## 日本農業労災学会 学会賞選考内規

第1条(目的):本内規は、日本農業労災学会(以下「本会」という)が表彰規程に基づき、会員の研究を奨励し、研究成果の普及・実践を目的として、農業労災学の分野において、極めて優れた研究業績が認められる正会員や共同研究グループに対して「日本農業労災学会賞(学術賞)」を、また、若手の優れた研究業績が認められる正会員や共同研究グループに対して「日本農業労災学会賞(奨励賞)」を、また、優れた実践活動や実践的成果が認められる正会員や賛助会員さらには会員以外の個人や団体に対する「日本農業労災学会(実践賞)」、さらに本学会の活動に対して多大な貢献が認められる正会員または賛助会員を対象とする「日本農業労災学会(特別賞)」を贈る選考のために定める。

第2条(学会賞の種類と対象):学術賞は、農業労災の分野における極めて優れた研究であり、農業労災研究の発展に重要な貢献が認められる研究成果を対象とする。奨励賞は、農業労災の分野における若手会員・学生会員による極めて優れた研究であり、農業労災研究の発展に重要な貢献が認められる研究成果を対象とする。実践賞は、農業労災防止に関わる優れた実践活動ならびに実践事例紹介や支援システムの構築・紹介などに関わる実践的成果を対象とする。特別賞は、本学会の目的実現のために、事務局の運営や様々な事業の円滑な遂行、学会の普及拡大に尽力された活動を評価対象とする。

第3条(候補者):受賞候補者は、学術賞ではおおむね本会に3年以上在籍している正会員とする。奨励賞は本会に在籍している満40歳未満の正会員並びに学生会員とする。ただし、共同研究グループの場合は研究代表者は本会の正会員であることとするが、共同研究者の場合は必ずしも本会の正会員でなくても良い。実践賞の場合は、必ずしも本会の正会員・賛助会員に限定せず、農業労災の防止に多大な貢献をしている候補者を広く掘り起こして選考する。特別賞は本学会に5年以上在籍している正会員または賛助会員とする。受賞者数はいずれも若干名とする。

第4条(選考対象):学会賞の選考は年1回とし、学術賞ならびに奨励賞の審査対象業績は、前々年9月1日から当該年8月31日まで(2年間)に公表された著作・論文(『農業労災研究』およびその他の学術誌に掲載された研究論文(原著論文および総説・研究ノート等))とする。選考の対象とする研究業績には、共同研究(共著論文)を含む。

実践賞については、実践活動の場合は特に活動期間を定めず、継続的な活動を含めて評価する。また、『農業労災研究』及びその他の学術誌・雑誌に掲載された実践事例報告・論評や支援システムの構築・紹介などに関わる実践的成果を対象とする場合は、前々年9月1日から当該年8月31日まで(2年間)に発表された業績を原則とする。実践活動については、その活動内容を証明する記録・記事等、候補者(団体含む)が受賞に値するものとして客観的に判断できるものを提出する。これは、候補者本人が執筆・記録したもの、もしくは推薦者等関係者が執筆した次のようなものであること。①著書および著書に準ずる刊行物、②定期刊行物および学会誌・雑誌等に掲

載されたもの、③調査報告書、④長年にわたる活動記録、⑤その他選考委員会が適切と判断した記録（ただし、新聞記事だけというケースは除く）とする。

特別賞については、その活動内容を証明する記録・記事等、候補者（団体含む）が受賞に値するものとして客観的に判断できるものを提出することが望ましい。その活動内容を証明するものは実践賞に準じる。

第5条（応募方法）：公募に対する応募者は、別途定める応募期間内に、推薦書・自薦書類に必要事項を記載し、推薦対象（者）の研究業績、活動実績の現物（コピー可）1部を添えて本会事務局に郵送する。自薦・他薦を問わない。他薦の場合は2名以上の本会正会員の連名による推薦を得る。自薦の場合は推薦者は必要としない。

第6条（応募期間）：応募期間は、原則として表彰年度の6月1日から8月31日までとする。ただし、都合により変更する場合もある。

第7条（審査基準）：学会賞の選考にあたっては、以下の審査基準を満たしているかについて審査する。

(1) 学術賞及び奨励賞

- 1) 農業労災学の新たな理論の開発
  - 2) 農業労災学の新たな研究手法の開発
  - 3) 農業労災学の発展に寄与する新たな知見の提供
  - 4) その他、審査員がその業績の学術的価値を認めたもの
- 以上の1項目以上を満たしていることが必要である。

(2) 実践賞

- 1) 当該実践活動が農作業事故防止・予防・労災補償対策の確立に大きく貢献するもの
  - 2) 農作業事故防止・予防・労災補償対策の確立に大きく貢献する実践的な提案・調査報告、翻訳など
  - 3) その他、審査員がその実践活動の先進性・有効性ならびに学術への貢献を認めたもの
- 以上の1項目以上を満たしていることが必要である。

(3) 特別賞

- 1) 本会事務局の運営や事業の円滑な遂行に大きく貢献するもの
  - 2) 本学会の社会や関係者への認知や普及拡大に大きく貢献するもの
  - 3) その他、審査員がその学会活動への貢献を認めたもの
- 以上の1項目以上を満たしていることが必要である。

第8条（学会賞等選考委員会）期限までに推薦または自薦があった場合、「日本農業労災学会」表彰規程に基づき、学会長が学会賞等選考委員会に審査を依頼し、その審査結果を理事会に諮り、理事の3分の2以上の賛成を得たものを受賞者と決定する。

学会賞等選考委員会の委員（委員長1名、委員4名）は、表彰規程に基づき学会長が委嘱する。

第9条（学会賞等選考委員会の選考）：学会賞等選考委員会（本委員会という）による学会

賞の選考・決定の方針は、以下の通りとする。

- 1) 表彰規程に基づき本委員会は学術賞、奨励賞、実践賞、特別賞を選考する。
- 2) 本委員会は学会長から諮問のあった学会賞候補者の表彰の適否を決定する。
- 3) 本委員会は、委員長を含む4名以上の出席をもって成立する。
- 4) 学会賞の適否の判定は、出席委員の全会一致を原則とする。
- 5) 選考に当たり、本委員会は、必要に応じて関連する業績に詳しい正会員から意見を聞くことができる。
- 6) 本委員会委員長は、理事会の前日までに選考結果を文書で学会長に報告する。
- 7) 学会長は、学会賞選考委員長の報告を受けて、その結果を理事会に諮り、出席者の3分の2以上の賛成を得て受賞者を決定する。

第9条（該当者がいない場合の措置）：学会賞の該当者がいない場合は、その旨を総会で公表する。

第10条（取り消し）：表彰対象となった研究業績や実践活動等の内容に重要な疑義が生じた場合は、会長は調査委員会を組織して問題を精査し、受賞を取り消すか否かを審査する。

第11条（改廃）本内規の改廃は、理事会の承認を必要とする。

付 則

- 1 本内規は2022年10月31日より発効する。
- 2 2025年5月20日、一部改正。